

報告書案に国内措置の態様に関する内容を
追記することについての意見

< 資料一覧 >

- 2 - 1 : 磯崎委員ご意見
- 2 - 2 : 小幡委員・小原委員ご意見
- 2 - 3 : 北村委員ご意見
- 2 - 4 : 炭田委員ご意見
- 2 - 5 : 寺田委員ご意見
- 2 - 6 : 西澤委員
- 2 - 7 : 藤井委員ご意見
- 2 - 8 : 丸山委員ご意見
- 2 - 9 : 吉田委員

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 27 日

磯崎博司

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記するべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見） 必ずしも必要でない。

（理由） 国内措置の態様の検討は、その実質面の検討と結びついているが、この検討会ではその実質面の検討は行われていないため。

で追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

で追記するべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 28 日

小原雄治、小幡裕一

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記すべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）

国内措置（遵守措置）の態様に関する内容を報告書に追記すべきである。

（理由）

本報告書を受け取る環境省自然環境局長が、国内の現状を踏まえ、名古屋議定書締結の目的を効果的かつ効率的に達成できる国内措置の具体的な検討ができるように、国内措置の態様に関する検討会の意見並びに検討事項を追記すべきである。

国内措置の態様の如何によっては、その規制の対象となる国内の学術や民間の関係者や関係機関にとっては、活動を促進するものになる得る一方、抑制・萎縮させるものにもなり得る死活問題であり、検討会の目的である国内措置のあり方についての重要な内容の一つである。

で追記すべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

環境省によるパブリックコメントと地方説明会が行われたが、地方説明会ではそもそも国内措置の適用の範囲が不明確であることについて実際に事業や研究を行っている現場から不安の声が上がったと聞いている。今後、議定書の締結と国内措置の施行までに「遺伝資源の利用」の範囲、派生物や情報の対象範囲、非商業的利用の範囲、コモディティの扱い、ヒト遺伝資源の対象範囲、伝統的な知識の対象範囲などを明確にして、これらの現場に十分な時間をかけて周知し、支援していく必要がある。しかも、提供国毎に異なる可能性がある各提供国の ABS 法への対応などの不確定な要素が多く存在する。また、実際に事業や研究を行っている現場からも、国際的な状況に関する不安、つまり、提供国政府が本当にスムーズに PIC を出すのか、議定書 8 条 (a) の学術研究に対する特別な考慮を実施するかどうか、どの国が締結し、どの様な ABS 法を制定するのかなどの不安が示されている。さらに、学術関係者だけでなく中小企業やアマチュアレベルで関係する事業や研究を行っている現場への周知と支援は全く進んでおらず、時間がかかることが予想される。

このまま一律に立法上の措置をした場合には、このように実際に事業や研究を行っている現場に不要な混乱とトラブルを引き起こし、ひいては遺伝資源の利用が萎縮・停滞し、議定書本来の目的の達成を阻害する可能性がある。また、混乱などが生じた場合、国内のチェックポイントは遺伝資源利用者からの個別質問が相次ぎ、その対応等に追われ、機能しない恐れがある。従って、当面は、海外諸国での不確実性と国内の周知、支援、指導体制が十分に整っていない実態を踏まえ、違反者に対する最低限度の是正措置を講じる方策も考慮に入れ、ガイドラインなどの行政上又は政策上の措置を執ることが妥当である。今後、国内での周知

や施行の実態と国際的な状況を踏まえつつ、適宜、国内措置の内容と態様を改めて検討していくべきである。

で追記すべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

国内措置の態様は、国内および国外の実態を踏まえ、国内措置の目的を達成するため、極めて重要な要素である。その重要性に鑑み、事務局より提案のあった「章1の新たな(3)として追記する(P9 L28 から挿入)」が最も適切と考える。

もしくは、

章4・国内措置に関係するその他の事項の として「国内措置(遵守措置)の態様(立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等)」を P27L23 に挿入する。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 29 日

北村喜宣

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記するべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）

追記の必要は認められない。

（理由）

本報告書には、国内措置を検討するにあたっての基本的事項をとりまとめることが期待されており、その作業は、報告書（案）において十分になされている。国内措置の具体的態様については、検討会で散発的に意見は出されたものの、十分に議論されたとはいえない。そうしたことがらについて、少なくとも報告書本文において記述をすることは適切ではない。この時期になって、具体的あり方について個別に文書の提出を可能にし、全体的議論も十分されないままにその断片が報告書本文に掲載されるというのは、通常、報告書作成のあり方としては理解しがたい手続である。

具体的態様を議論した委員個別の意見書は、本報告書に資料として添付されることから、それで十分である。報告書の性格上、本文に記述されるべきは、検討会が共通して認識した事項であり、それを超えないとするのが、常識的な対応であろう。

で追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

で追記するべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 22 日

(名前) 炭田精造

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記すべきか否かについてのご意見及びその理由。

(意見) 報告書に追記しない方が良いと考える。

(理由) 国内措置の具体的な態様を直接的な議論の対象にすることは想定してこなかったため、現時点で追記することは困難である。次の段階の適切な時期の検討課題とすべきである。

で追記すべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

で追記すべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 21 日

タキイ種苗株式会社

寺田 雅一

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記すべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）

現段階では報告書に国内措置（遵守措置）の態様を追記するまでは必要ないと思われる。

（理由）

ボンガイドラインのような、法律ではない形が望ましいと考えられるが、名古屋議定書の議論において、IR（International Regime）が問題とされていたため、国際的調和も問題とされると考えられる。

名古屋議定書の対象も曖昧であり、利用者が判断することは容易ではない。このような段階での立法化は基本的に不適切と考える。

しかし、欧州案もでてくるであろうし、その後、比較検討することでよいように思われる。まだ、検討会において討議し、意見を記載する段階には早いと思われる。

で追記すべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

ボンガイドラインのような、法律ではない形。

立法化は基本的に不適切

現在の途上国において、設備投資や技術などがあまり要求されない育種が開始されれば、バイラテラルの利用による同様な問題が発生することにその国の育種利用者が実感として気づくと考えられる。それまで、政策上、発展途上国への育種技術支援（非金銭的利益配分）などで対応するなどできないものか。観賞用植物などの育種で発展途上国で利益が得られるようになれば、理解が得られやすくなると考えられる。

で追記すべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

国内措置の今後の進め方 28 ページの 22 行目以降に追記しては如何か。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 24 日

西澤 義則

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記するべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）報告書に記載するのがよい。

ただし、委員会で態様の選択に意見の一致を見たのでなければ、その様子も記載する。

（理由）検討会で、これまでもこれに関して意見はぽつぽつと出ていたし、態様はあり方の一部でもあるので。ただし、意見の分散についても記した方がよい。

で追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

フレキシブルであるべきなので、少なくとも立法上の措置ではない。

政策上の措置（ガイドライン的性格を帯びたもので、条項によっては、ある程度の拘束力を伴うものを想定）が企業としては好ましいが、資源提供国の納得が得られるためには、行政上の措置程度の重み（拘束力）は必要かもしれない。

しかし、【行政行為とは、行政が国民に対して働きかける行為のうちでも、合意に基づくことなく一方的に、具体的な場合において、国民の権利義務に直接的・観念的影響を与える行為である。・・・最高裁判所が行政事件訴訟特例法 1 条（現在の行政事件訴訟法 3 条 2 項）にいう「行政庁の処分」を定義する際に同様の要素を用いて説明している。すなわち、「行政庁の処分とは行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最高裁判決昭和 39 年 10 月 29 日民集 18 卷 8 号 1809 頁）。また、この判決が先例として引用している最高裁判決（最高裁昭和 30 年 2 月 24 日判決民集 9 卷 2 号 217 頁）では、公権力の主体たる国（日本国中央政府）又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものを「行政庁の処分」と定義していると考えられる。】を念頭に置き、必ずしも関係省庁が本領域の実態を把握しきれていない現状を鑑みれば、業界の意向が反映されないかもしれない行政措置も好ましくない。

資源提供国から十分に信頼される程度に仕上げた政策措置が好ましい。

付け加えるならば：

この措置の実施機関の構成をどうするのかも、同じく議論の対象であってもよい。すなわち省庁をどの程度に統合した組織にするのか、分散的（責任分担的）なのか、統合組織新設なのか。利用者からは、手続きが簡明な構造が好ましい。今これを議論しなくてもよいが、後続課題である。

ウィキペディアの「行政行為」の記事の中の「意義」からの抜粋

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A1%8C%E6%94%BF%E8%A1%8C%E7%82%BA>

で追記すべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

重要なことなので、前にある方がよいのではあるが、これは態様によって異なるレベルの罰則規定などが付随する問題であるので、章1の新たな(3)として追記する(P9 L28 から挿入)のではなく、章の4として新たな節を設け、現行の4以下を順次繰り下げる。

章1の(5)「不履行(non-compliance)の状況への効果的な対処について」に追記する(P22 L18 P23 L22)。という環境省の候補案は、明らかに罰則を念頭に置いている。しかし措置は罰則に絞ったものであるべきではない。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 2 9 日

藤井 光夫

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記するべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）

現状のままならば、どちらでも構いません。しかしながら、検討会委員の意見を集約し、検討会としての方向性、方向性が無理ならば検討会での議論の様子が報告書で記載できるのであれば、追記するべきと考えます。

（理由）

立法上、行政上、又は政策上の措置をとることは、名古屋議定書の第 15 条 1 に明記されていますので、報告書に追記することが必須であるとは思いません。しかしながら、検討会として議論をしているのであれば、報告書にその議論の状況は記載すべきものと考えます。

で追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

海外の状況については、暫くは不透明な状況が続くと思いますので、柔軟に対応できる仕組みが必要だと思います。立法を否定するものではありませんが、柔軟に対応できる行政上又はガイドライン的な措置を主とするべきと考えます。

で追記するべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

報告書のいたるところに第 15 条 1 の関連事項が記載されていますが、本事項はその全てに関わる事項になります。記載するとすれば、別建てで且つ早い段階のほうが良いと思いますので、 章 1 の新たな（3）として追記するのが良いと思います。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 22 日

丸山 純一

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記すべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）

追記する必要は無い

（理由）

国内措置の態様については、国内の遺伝資源利用の実態を十分に把握した上で、慎重に検討を進めるべきである。

で追記すべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

で追記すべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

平成 26 年 1 月 1 5 日

吉田正人

国内措置（遵守措置）の態様（立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれか、もしくはそれらの組合せとするか等）に関する内容を報告書に追記するべきか否かについてのご意見及びその理由。

（意見）国内措置の態様は、国内法とすべきである。

（理由）遵守措置の不履行に対して、強制力を持たせるためには国内法とすることが必要

で追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的なご意見。

国内法とすべきという意見であるが、すべての条文が規制的である必要はない。ごく一部と考えられる遵守措置の不履行に対しては強制力を持つが、遵守措置を履行するほとんどの遺伝資源利用者に対する情報提供措置や、ベストプラクティスに対する表彰などを盛り込んだ奨励的な条文を持ったものが望ましい。

で追記するべきとのご意見の場合、報告書案中その内容を記載するのにふさわしいと考えられる箇所についてのご意見。

P 8 に入れることがわかりやすいと思われるが、意見が一致しない場合、いきなり最初から「意見が分かれた事項」になってしまうため、p28 の「今後の進め方」の直前とする方法も考えられる。